

芦屋市立美術博物館の指定管理者の指定について

1 管理を行わせる施設

名 称 芦屋市立美術博物館

所在地 芦屋市伊勢町 1 2 番 2 5 号

2 指定管理者

名 称 小学館集英社プロダクション共同体

所在地 東京都千代田区神田神保町二丁目 3 0 番地

代表者 株式会社小学館集英社プロダクション

代表取締役社長 紀伊 高明

3 指定期間

平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）

4 指定管理者選定の経過

(1) 募集について

ア 公募の開始 平成 2 5 年 6 月 1 日

イ 周知方法 「広報あしや」 6 月 1 日号及び芦屋市ホームページ

ウ 募集期間 平成 2 5 年 6 月 1 3 日から平成 2 5 年 6 月 2 7 日まで

エ 現地説明会 平成 2 5 年 6 月 2 0 日

オ 受付期間 平成 2 5 年 7 月 1 6 日から平成 2 5 年 7 月 2 5 日まで

カ 申請法人等 管財ファシリティ・癒しの森共同企業体

(5 0 音順) 小学館集英社プロダクション共同体

(2) 選定について

ア 指定管理者選定委員会（谷崎潤一郎記念館及び美術博物館）の設置

委 員 長 朝沼 晃 内北浜法律事務所 弁護士

副委員長 島田 康寛 神戸市立小磯記念美術館 館長

委 員 遠藤 尚秀 新日本有限責任監査法人 公認会計士

委員 高原 利栄子 近畿大学 経営学部准教授
委員 弘本 由香里 大阪ガス株式会社エネルギー・文化研究所 特任
研究員

イ 委員会の開催

第1回（平成25年6月7日）募集要項及び業務仕様書の説明，審査要領及び選定基準について協議

第2回（平成25年7月31日）審査要領及び選定基準決定，書類審査及び面接審査について協議及び決定

第3回（平成25年8月13日）面接審査及び候補者の選定

(3) 選定基準について

68-67頁「採点一集計表」の審査項目及び審査基準のとおり。

(4) 選定方法について

上記選定基準に基づき，法人等から提出された事業計画書等の書類審査及び面接審査を行い，選定した。

ア 第一次選考（書類審査）

施設の安全対策等から鑑みて，公の施設の管理者としての最低条件として，経営状態若しくは管理運営又はその両方について懸念のある法人等は，除外する。ただし，該当する法人等はなし。

イ 第二次選考（面接審査）

第一次選考（書類審査）を通過した法人等を対象に面接による審査を行い，その後，芦屋市立美術博物館指定管理者選定基準に基づいて採点し，指定管理者の候補者を選定した。

(5) 審査結果（1,000点満点）

「採点一集計表」の合計点数のとおり。

芦屋市立美術博物館指定管理者募集要項

1 指定管理者の募集

芦屋市立美術博物館（以下「美術博物館」という。）について、美術博物館の管理運営業務を効果的かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年芦屋市条例第22号）第2条の規定により、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫ある提案を募集するものです。

2 対象施設の概要

(1) 施設名称

芦屋市立美術博物館

(2) 所在地

兵庫県芦屋市伊勢町12番25号

(3) 施設概要

敷地面積 6,469㎡

延床面積 1階 1,982㎡（うち展示室161㎡）

2階 1,420㎡（うち展示室438㎡）

施設内容 鉄筋コンクリート造2階建て

1階 歴史資料展示室161㎡

2階 第1展示室 274㎡

2階 第2展示室 164㎡

講義室127㎡ 体験学習室100㎡ 美術資料室156㎡

収蔵庫340㎡ ホール535㎡ ギャラリー ホワイエ

小出楯重アトリエ51㎡ 喫茶室64㎡

付設駐車場 駐車台数20台

建築年月 平成2年8月（平成3年3月開館）

3 業務内容

(1) 業務内容

指定管理者は以下の業務を行うこととしますが業務の詳細は、別途「業務仕様書」をご覧ください。

(ア) 美術博物館の利用の許可に関する業務

(イ) 美術博物館の管理運営に関する業務

(ウ) 美術博物館の施設、設備等の維持管理に関する業務

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、美術博物館の運営又は維持管理上、教育委員会が特に必要と認める業務

4 指定管理期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

5 応募資格と制限

(1) 応募資格

応募できる者は、指定期間中において美術博物館の指定管理に意欲を持ち、効果的、

効率的に安定して管理運営できる法人又は団体（以下「法人等」という。）で次の要件をすべて満たすこと。法人格の有無は問いません。ただし、個人での応募はできません。

- ア 直近の1年間において、法人税、消費税、地方消費税、県税及び市町村税において滞納がないこと。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- ウ 応募書類提出時点において、芦屋市から一般競争入札の参加停止又は指名停止等の措置を受けている者でないこと、またはそれに準じる者でないこと。
- エ 会社更生法及び民事再生法による手続をしていない者
- オ 連合体を構成する法人等（以下「連合体構成法人等」という。）又はその代表及び役員が、芦屋市暴力団排除条例第2条1号から3号までに規定する者又は指定管理者としてふさわしくない者でないこと。
- カ 本指定管理の選定を行う選定委員会委員（以下「選定委員」という。）の属する法人等でないこと。

(2) 応募条件

- ア 複数の法人等による連合体（以下「連合体」という。）で応募する場合は連合体の中から代表する法人を選定してください。
- イ 単独で応募する法人等は、他の連合体構成法人等になることができません。
- ウ 複数の連合体において、同時に構成員になることができません。

(3) 欠格事項

応募者が次の要件に該当する場合は失格とし、審査の対象から除外します。また、連合体で応募する場合においては、連合体構成法人等が次の要件に該当する場合は、連合体による応募を失格とします。

- ア 複数の事業計画書を提出した場合
- イ 事業計画書を変更した場合
- ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- エ この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- オ 提出期間内に提出書類等が提出されなかった場合
- カ 応募者又は応募者の代理人その他の関係者が選定委員に対し、接触を求めたり、文書等を送付したり、利益を供与するなど、応募者を有利にするよう働きかけた場合
- キ その他不正行為があった場合

6 応募方法

(1) 応募書類（必要書類一覧参照）

応募しようとする法人等又は連合体は、次の順にとじて正本1部、副本10部（副本は複写でも可）の計11部提出すること。なお、様式4～8については、Eメールでも送信してください。

- ア 芦屋市立美術博物館指定管理者指定申請書（単独の法人等は様式1-1、連合体は様式1-2）
- イ 連合体結成に係る協定書又はこれに相当する書類（様式は任意）
- ★ウ 法人等の概要が分かるもの（様式2）
- ★エ 役員の名簿及び履歴書
- オ 管理運営に係る従事予定者の名簿・経歴・採用の見通し及び管理体制の組織図等（様式3）
- ★カ 定款又は寄附行為及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
- ★キ 印鑑証明書

- ★ク 法人税，消費税及び地方消費税の申告書の写し（直近1か年分）
- ★ケ 法人税，消費税及び地方消費税，県税及び市町村税の各納税証明書（直近1か年分）
- ★コ 法人等の財務状況に関する書類（貸借対照表，事業報告書及び収支計算書又は損益計算書等の財務書類）（直近3か年分）
- ★サ 行政処分等の確認書（様式9）
 - シ 施設の管理運営に関する事業計画書（様式4から8まで）
 - ㍑ 管理運営の基本方針（様式4）
 - ㍒ 施設の運営計画書（様式5）
 - ㍓ 指定管理期間各年度の事業実施計画書（様式6-1から6-3まで）
 - ㍔ 指定管理期間各年度の収支予算書（様式7-1から7-3まで）
 - ㍕ その他（様式8）

※ 提案内容の実施については，指定管理者に選定された場合，改めて協議することとします。

★は連合体の構成員も全て提出してください。

(2) 募集要項等の配布

ア 配布期間

平成25年6月13日（木）から平成25年6月27日（木）まで
（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 配布時間

午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）

ウ 配布場所

芦屋市教育委員会社会教育部生涯学習課（市役所北館4階）

※ 受付票を記入し，要項を受け取ってください。

(3) 現地説明会

以下の要領で現地説明会を開催します。

日時：平成25年6月20日（木）午後1時30分

集合場所：芦屋市立美術博物館

※ 参加を希望される場合は，平成25年6月19日（水）午後3時までに，生涯学習課にお申込みください。

(4) 応募書類の受付

ア 受付期間

平成25年7月16日（火）から平成25年7月25日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 受付時間

午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）

ウ 受付場所

芦屋市教育委員会社会教育部生涯学習課（市役所北館4階）

(5) 応募に関する留意事項

ア 応募書類等は必ず持参してください。（郵送では受け付けません。）

イ 応募に要する経費については，応募者の負担とします。

ウ 本市が必要と認めるときは，期間を定めて追加書類の提出を求めることがあります。

エ 提出された書類については，個人に関する情報等を除き公開することがあります。

オ 提出された書類は，いかなる理由があっても返却しません。

- 力 提出された書類の内容を変更することはできません。
- キ 本市が提示する設計図書等の著作権は芦屋市及び作成者に帰属し、応募者の提出する書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属します。
なお、本市が必要と認めるときは、本市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。
- ク 提出書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国内の法令に基づいて保護される権利の対象となっている事業手法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとします。
- ケ 芦屋市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。
- コ 応募受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

7 質問及び質問に対する回答

- (1) 質問の方法
本要項等の内容について質問がある場合は、質問の要旨を簡潔にまとめ(様式は自由)、Eメールで送信してください。
なお、質問受信後、こちらから、受信した旨、確認のメールを配信します。
- (2) 質問受付期限
平成25年7月8日(月)
午前9時から午後5時30分まで
- (3) 回答予定日及び回答方法
平成25年7月12日(金)午後3時まで、質問及び回答を一覧にし、法人等が指定する回答先Eメールに配信します。
なお、質問内容が法人等独自の提案に係ると本市で判断されるものについては、当該法人等のみに回答します。それ以外については全ての法人等に回答します。

8 指定管理者候補者選定の基準等

- (1) 指定管理者の選定に当たっては、芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の規定に基づき、芦屋市指定管理者選定委員会で、書類審査及び面接審査により候補者を選定します。
選定委員会の開催要旨、審査過程の概要(選定方法、応募団体名等)、選定基準はホームページ等で公表します。
- (2) 面接審査
書類審査の結果、必要に応じて面接審査を実施します。
面接を実施する法人等(連合体を含む。)には、日時、場所、出席人数等について後日連絡します。
- (3) 選定の基準
 - ア 事業計画書による美術博物館の運営が、市民等の平等利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
 - イ 美術博物館資料の調査研究、整理保存及び展示などの市民への公開並びに美術博物館振興に関する事業の実施等美術博物館の役割を適切に担えること。
 - ウ 事業計画書の内容が、美術博物館の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理経費の縮減が図られるものであること。
 - エ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) 選定結果
応募された法人等(連合体を含む。)に、文書で選定結果を通知します。
指定候補者及び次点候補者となった団体については、団体名、審査基準の大項目ごとの得点、選定理由及び評価をホームページ等で公表します。また、候補者とならなかった団体については審査基準の大項目ごとの得点、合計点、選定されなかった理由及び評

価をホームページ等で公表します。

9 指定及び協定の締結

(1) 指定手続

指定候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を経て指定管理者として指定します。

市議会の議決を得られないとき、又は指定手続きの過程で指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたとき等の場合には、指定候補者を指定管理者に指定しないことがあります。

この場合、市は次点候補者と協議を行い指定管理者の候補者として繰上げ、市議会の議決を経て指定管理者として指定する場合があります。

なお、指定候補者を指定管理者として指定しないこととした場合であっても、当該施設にかかる業務及び管理の準備のため支出した費用等については、一切補償しません。

(2) 協定の締結

市議会の議決により指定管理者に指定された後に、基本協定及び実施協定を締結します。

(3) 指定の取消し等

優先交渉権者が正当な理由なくして協定の締結に応じない等の場合には、指定管理者の議決後においても、指定管理者の決定を取り消すことがあります。

指定管理者が事業の履行が確実でないとき、履行した内容が本市の求める水準を著しく下回ったとき又は著しく社会的信用を失う等により指定管理者としてふさわしくないと認められるときは、指定管理者の指定を停止又は取り消すことがあります。この場合は、指定管理者の損害に対し市は賠償しません。

また、取消しに伴う芦屋市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

10 問合せ先

- (1) 住 所 〒659-8501 芦屋市精道町7番6号
- (2) 担当部課 芦屋市教育委員会社会教育部生涯学習課
- (3) Eメール syogaigakusyuu@city.ashiya.lg.jp
- (4) 電話番号 0797-38-2115
- (5) ファクシ 0797-38-2072

芦屋市立美術博物館 指定管理者応募団体一覧表

	1		2	
申請者	小学館集英社プロダクション共同体 (代表者：株式会社小学館集英社プロダクション)		管財ファシリティ・癒しの森共同企業体 (代表者：株式会社管財ファシリティ)	
構成員	株式会社小学館集英社プロダクション	グローバルコミュニティ株式会社	株式会社管財ファシリティ	癒しの森
所在地	東京都千代田区神田神保町2-30 昭和ビル	大阪府大阪市中央区南船場2丁目7番26号	東京都中央区日本橋室町4丁目3番16号 柳屋太平ビル7階	兵庫県芦屋市岩園町1-24
設立年月日	昭和42年6月	昭和52年3月4日	昭和57年12月	平成7年5月24日
資本金	4億9,900万円	1億円	1億円	——
従業員数	420人	1,758人	344人	会員数39人
主な業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ・ラジオ番組、映画、シーエムフィルム、ビデオ、コンパクトディスク等の企画、制作、配給、販売 ・各種キャラクターの著作権、商標権、意匠権等の保有、管理及び商品化権の販売 ・音楽著作権、音楽出版権の管理、販売 ・各種キャラクターを使用した商品の企画、製造、仕入、販売及び広告代理業務 ・海外における前各号の業務及び商品の輸出入 ・雑誌及び書籍の出版 ・教育機器材及び出版物の制作、仕入、販売 ・英語その他の各種教科の教室及び通信による教育事業 ・音楽・スポーツ・文化などの催事企画立案運営業務 ・ベビーシッターの請負業 ・児童用遊戯施設の企画、運営、管理 ・在宅療養者の介護事業 ・旅行業法に基づく旅行業 ・不動産の仲介、管理及び賃貸 ・家庭教師による学習指導の請負 ・保育所・託児所の企画、運営、管理 ・指定管理者制度又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく公共施設の管理・運営 ・刑事施設における矯正教育事業、分類・職業訓練業務 ・宣伝広告に関するコンサルティング業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・マンション、ビル、商業施設の総合管理業務 ・不動産の取得、保有、売買、賃貸、調査、提案、仲介 ・一級建築士事務所の経営 ・土木工事等の設計、施工及び監理 ・電気設備、給排水設備等建物に付帯する設備の保守及び修繕 ・高齢者向けサービス並びに物販 ・情報提供サービス並びに物販 ・宅地建物取引業 ・損害保険代理業 ・警備業 ・一般及び特定労働者派遣事業 ・有料職業紹介事業 ・飲食店並びに売店の経営並びに賃貸 ・飲食物及び酒類の販売並びに煙草の小売 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物及び関連設備に関するメンテナンス業務 ・統括監理業務・日常管理業務・設備定期保守業務 ・環境衛生管理業務 ・駐車場の運営管理 ・駐車場診断・運営・利用者集客・維持サービス等 ・建物の各種点検 ・定期報告業務・昇降機点検・消防設備等点検報告他 ・工事・その他のサービス ・各種工事・メンテナンス・コンサルティング・省エネ提案・修繕計画・指定管理者 	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化によるまちづくり（震災からの復興・都市の再生） ・芸術文化によるこころのケア（こころの復興と再生） ・若手芸術家の支援（活動の場の提供支援） ・多文化共生事業（活動の場の提供支援） ・農都ワーク事業（農村と都市の人的・物的交流） ・地球環境保全事業（大山のブナ林の再生と環境教育）

審 査 要 領

1 選定基準

(1) 管理運営の安定性

- ア 安定した経営基盤（1項目）
- イ 安定した人材（1項目）

(2) 管理運営の取組方針

管理運営方針（9項目）

2 選定基準の根拠

「芦屋市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例」第4条

3 選定の方法

(1) 第一次選考

次の条件のいずれにも該当しない法人等についてのみ採点による選考を行うこととし、いずれかに該当する団体は選定から除外する。

- ア 単年度の赤字が1千万円を超える法人等
- イ 単年度の収支計画で指定管理料が市から提示した金額を2千万円以上超える法人等
- ウ 法人等の経営について懸念のある法人等
- エ 管理運営について懸念のある法人等

(2) 第二次選考

第一次選考を通過した法人等を対象に面接による審査を行い、その後、芦屋市立美術館指定管理者選定基準に基づいて指定管理者候補者を選定する。

選定結果は理由も明示する。また、次点候補者を選定する。

4 採点の方法

(1) 選定委員5人の審査点数の合計によるものとする。（一人200点満点）

(2) 上記選定基準に基づき審査する。

配点は、(1) 管理運営の安定性は合計40点とし、各項目20点とする。

(2) 管理運営の取組方針は合計160点とし、各項目10点、20点又は30点とする。

<配点の考え方>

- (1) 管理運営の安定性は、施設の指定管理者として応募者が安定した運営能力を有し、継続して事業を行う能力を有するかを判断するものであり、基本的な審査内容であるため40点を配点した。
- (2) 管理運営の取組方針は、施設の管理運営はもとより、企画面を通じて入館者数の向上をはかるなど施設の効用を最大限に発揮させるための重要な審査内容であるため160点を配点した。

<配点について>

・10点配点	・20点配点	・30点配点
非常に良い … 10点	非常に良い … 20点	非常に良い … 30点
良い … 8点	良い … 16点	良い … 24点
普通 … 6点	普通 … 12点	普通 … 18点
やや劣っている … 4点	やや劣っている … 8点	やや劣っている … 12点
劣っている … 2点	劣っている … 4点	劣っている … 6点

芦屋市立美術博物館指定管理者 採点一集計表

審査項目及び審査基準

項目	着目点	判断基準	配点	1						2						
				小学館集英社プロダクション共同体						管財ファシリティ・癒しの森共同企業体						
				ア	イ	ウ	エ	オ	合計	ア	イ	ウ	エ	オ	合計	
1 管理運営の安定性	(1)安定した経営基盤	・継続して施設の管理運営を安定して行う物的能力・人的能力を有しているか ・適正な人員配置となっているか	・継続的な管理運営を安定して行う物的能力を有しているか。 (連合体の場合) ・業務を遂行できる適正な構成団体となっているか。 ・連合体の役割分担が明確になされているか。	20	20	12	20	16	16	84	16	12	16	8	12	64
	(2)安定した人材	・人材育成の考え方	・継続的な管理運営を安定して行う人的能力を有しているか。 ・施設の設置目的を満たすのに必要な人材を配置する提案となっているか。 ・適正な労働条件が確保されているか。 ・研修の重要性を理解し、適正に実施していく姿勢はあるか。	20	16	12	16	12	16	72	12	12	8	8	16	56
2 管理運営の取組方針	(1)運営基本方針	・施設の設置目的を十分理解した内容の基本方針となっているか ・管理運営にふさわしい理念及び運営方針をもっているか	・美術博物館の設置目的を十分理解した内容の基本方針となっているか。 ・指定管理業務全体の活動目標や計画は、この基本方針を反映した内容になっているか。 ・特定の団体及び市民に対し、不当に利用を制限したり優遇したりすることはないか。 ・自主事業が設置目的を逸脱した内容及び偏りがないか。 ・利用者の掘り起こしに向けて、具体的な活動を行っているか。 ・市民の意見等を運営に反映させるような方策は採られているか。 ・市民参加促進、市民協働の具体的な取組が提案されているか。 ・芦屋市のめざす姿「自然とみどりの中で絆を育み”新しい暮らし文化”を創造・発信するまち」を意識した内容となっているか。 ・明確な管理責任体制を提案しているか。 ・自己評価について、どのように取り組んでいるか。	20	16	12	16	16	12	72	12	16	8	8	8	52
	(2)効率的な管理運営	・施設の効用を最大限に発揮させる内容になっているか。 ・指定管理者として意欲が感じられるか	・効率的な管理運営になっているか。 ・提案全般を通して指定管理業務に意欲を持って取り組んでいるか。 ・市職員との協働体制は適切か。	10	8	4	6	8	8	34	8	6	6	6	8	34
	(3)施設の維持管理	・施設及び設備の維持管理業務の考え方	・建築物・設備の保守管理計画は妥当なものか。 ・貴重資料等の適切な管理について、十分な対策及び体制を取る提案となっているか。 ・効率性のみ重視されていないか。	10	8	6	6	6	8	34	8	6	4	4	8	30
	(4)危機管理体制	・事故防止を最優先に施設運営を考えているか	・緊急時や防犯・防災の体制をどのようにとってきているか。その体制は評価に値するか。 ・個人情報保護の管理体制は十分か。 ・環境に配慮した提案となっているか。	10	8	6	6	6	8	34	8	6	6	6	4	30
	(5)展覧会の開催	・常設展、企画展	・展覧会の企画は、施設の設置目的と合致した方針・内容となっているか。 ・展覧会の企画に具体性・実現性はあるか。 ・展示や資料がよりよく理解できる方法が提案されているか。 ・新しい展示テーマや運営手法が提案されているか。 ・施設の機能を最大限発揮する展示が提案されているか。 ・利用者の意見を反映する仕組みがあるか。	30	24	18	24	18	18	102	18	12	12	12	18	72
	(6)教育普及事業	・美術・歴史に親しむ機会の提供	・教育普及事業は、施設の設置目的と合致した方針・内容となっているか。 ・市民との交流を図る提案になっているか。 ・学校教育、生涯学習との連携を図る提案になっているか。	20	16	8	16	12	16	68	16	12	12	12	16	68
	(7)資料の保存・整理・調査・研究	・収蔵資料等を適切に保存・整理できるか ・資料の調査研究	・資料整理・調査・研究の方針は、施設の設置目的と合致した内容になっているか。 ・資料の保管について、適切な管理体制及び管理台帳の整備が提案されているか。	20	16	12	12	12	16	68	12	12	8	8	16	56
	(8)集客促進策	・入館者数の向上	・入館者数向上のための工夫が盛り込まれた提案となっているか。 ・施設の設置目的を逸脱した内容ではないか。 ・1展示で5千人以上の集客が見込まれる展示が提案されているか。 ・広報活動と情報発信の提案がされているか。 ・利用者対応（接遇対応）向上のための取組がされているか。	20	16	12	16	12	12	68	12	16	12	8	12	60
	(9)収支計画	・施設の適切な管理運営を行う収支計画であるか	・管理運営に支障が生じない現実的な経費見積もりがなされているか。 ・採算性を重視するあまり、指定管理者本来の業務が不十分になる心配はないか。 (本来事業と自主事業のバランス) ・提案書に経費削減策が示され、その内容に根拠と具体性があるか。 ・人件費と事業費のバランスは適正か。	20	16	12	12	12	12	64	12	12	12	8	12	56
小計点数			200	164	114	150	130	142	700	134	122	104	88	130	578	
合計点数			1000	700						578						